

令和6年7月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年7月12日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時01分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	田熊 徹
教育監	濱田 啓太郎
副局長	羽鹿 直樹
総務室長	宮田 一男
支援部長	古島 そのえ
生涯学習部長	信太 雄一郎
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 慶吏
子ども教育支援課長	長田 裕一郎
生涯学習課長	伊藤 聡

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 7月定例会 会議日程

日時 令和6年7月12日（金）9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

報第7号

第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

報第8号

令和6年度神奈川県教育委員会表彰（優良PTA神奈川県教育委員会表彰）について

2 協議・報告事項

報告1

「育鵬社の公民教科書に関する意見書」及び「中学校歴史・公民教科書採択についての要請書」について

教育委員会 7月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 7月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
本日の会議録署名委員ですけれども、佐藤委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いします。

佐藤委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について」ほか1件の報告案件があります。
さらに、協議・報告事項として「「育鵬社の公民教科書に関する意見書」及び「中学校歴史・公民教科書採択についての要請書」について」の報告があります。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、日程第1の報第7号に入ります。

報第7号 第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について 説明者 伊藤生涯学習課長

生涯学習課長 報第7号についてご説明します。ファイル01をお開きください。「第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について」です。このたび、神奈川県社会教育委員連絡協議会長から、新たな委員の推薦がありました。これを受け、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により、教育長が事務を臨時に代理し、委員の委嘱をしましたので、同規則及び教育委員会の指示事項に基づき、今回ご報告させていただくものです。今回、委嘱した方は、資料に記載のとおり、神奈川県社会教育委員連絡協議会から推薦の吉原弘子氏です。

2/4ページ「報第7号関係」ですが、こちらは、今回、新たに1名の方を委員としてお迎えした、令和6年6月22日現在の委員名簿、3/4ページに委員の新旧名簿、4/4ページに新委員の選定理由等を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

報第7号についての説明は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

常陸委員 今回の新旧の交代の理由は、任期によるものなのでしょうか。

生涯学習課長 前任の稲川委員が藤沢市の社会教育委員ですけれども、そちらで改選があり、その関係で、今回、新たな方が推薦されたという形です。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、以上とさせていただきます。ご質問がなければ、報第8号に移ります。

報第8号 令和6年度神奈川県教育委員会表彰（優良PTA神奈川県教育委員会表彰）について

説明者 伊藤生涯学習課長

生涯学習課長 「報第8号」についてご説明します。ファイル02をお開きください。「令和6年度神奈川県教育委員会表彰（優良PTA神奈川県教育委員会表彰）について」神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により、教育長が事務を臨時に代理し、被表彰団体を決定しましたので、同規則及び教育委員会の指示事項に基づき、ご報告するものです。

7/9ページ「報第8号関係」の「令和6年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰の概要」をご覧ください。本表彰は、「1 趣旨」のとおり、PTA本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げているPTAを表彰するものです。

「2 導入年度」及び「3 表彰の対象」は、資料記載のとおりです。

「4 推薦の基準」ですが、資料記載のとおり、組織、運営及び活動に係る要件を満たす団体であること、となっております。

8/9ページをご覧ください。「5 審査手続」ですが、1月に各市町村教育委員会等へ推薦を依頼し、5月に36団体の推薦がありました。その後、6月に開催した選考委員会での審査の結果、36団体全てを被表彰候補とすることが適当である旨の報告がなされました。この報告を受け、36団体を被表彰団体とすることを教育長が決定したものです。

「6 過去の表彰状況と今年度の推薦状況」については、9/9ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

「7 今後の予定」ですが、9月10日（火）に表彰式を開催する予定となっております。

最後に、今年度の被表彰団体の取組の中から、特色のある取組を二つご紹介します。資料の5/9ページをご覧ください。まず、小学校PTAの中から、デジタルツールを活用して、PTA活動の負担軽減を実現した、番号19「鎌倉市立山崎小学校PTA」をご紹介します。この団体は、令和5年度からPTAアプリ「Piita（ピータ）」の運用を開始し、オンラインによる会員管理や会費の集金、お便り配信等を通

じて、役員・委員の人数の削減とセキュリティの強化を図っています。また、会員証の廃止、ペーパーレス化による経費削減・環境への配慮等でも大きな成果をあげ、会員から大変好評を得ております。

資料6/9ページをお開きください。続いて、高等学校PTAの取組の中から、学校内にとどまらず、地域と連携して、広がりのある活動を行っている事例として、番号32「神奈川県立舞岡高等学校PTA」をご紹介します。この団体においては、教員とPTAが連携し、敷地の3分の1を占める竹林の整備を行っていたところに、生徒が加わり、その後、「マイオカタケノコプロジェクト」として、校内活動のみならず、近隣小学校や商店街等との地域活動へと発展し継続した活動となっています。また、現役PTAだけでなくOBの方々の参加も積極的で、竹林の整備を通じて、環境保全、地域づくり、情操教育、また、多世代交流を実現しています。

以上、二つの団体をご紹介しましたが、4/9ページから6/9ページに、全ての被表彰団体の取組を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

報第8号の説明は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いします。

吉田委員 9/9ページの「過去の表彰状況と今年度の推薦状況」、横浜市教育委員会は毎回9件の推薦があつて、非常に多いのだと思います。他のところは少なめになっていると感じることと、一番は、下の段の四つぐらい、「神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校PTA連合会」「神奈川県聾学校PTA連合会」「神奈川県盲学校PTA連合会」辺りがずっと0件というのはなぜなのでしょう。

生涯学習課長 こちらのほうは、対象となっている学校の数が少ないというのかもしれませんが、こういったところも、今年度も積極的に推薦をお願いしているのですが、もしかすると、PTA活動自体がなかなか厳しいものがあるのかと思っております。ただ、今回も推薦をいただけなかったの、個別にご連絡をして、積極的な推薦をお願いしているような状況になっています。

吉田委員 追加してよいですか。令和元年度からずっと0件というのは、毎回「お願いします」と言うのは、それはお願いされた結果になっていないということなので、実際、やはりこれからインクルーシブをどんどんアクティブにやっていく時代なので。我々は、生徒たち、PTAにも強制はできないものね。もう少し、やはり何かしらやってもらえるような働きかけというのが。これだけ見ると、本当かなと思ってしまうので、是非アクティブに、あるいは、具体的にやり方が分からないのであれば「他所はこんなことをやっています」という具体的な形で、是非やってほしいと思います。やはり0件は、やる気がないというふうには私は思ってしまうので。少なくともよろしくをお願いします。

生涯学習部長 昨年、横浜国立大学教育学部に関して「0件が続いている」とご指摘を頂戴してい

て、個別に働きかけて「是非出してほしい」ということで打診はしたところなのですが、結果としてこのような形になっています。

下城委員 はい。重ねて言うておきます。
 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 今回の吉田委員のご指摘の表を見ると、それぞれのところで人数が大体決まっている。もう毎年度大体このくらいという枠を想定して挙げてきているのか、それとも、結果としてこうなっているのかということが1点。

 それから、今年度、中学校PTAは、令和元年度から比べると半数以下になっている。そもそも応募してくる数が少ないのか、もし少ないとすると、その背景に何があるのかということを経務局としては分析されているかという点について、伺いたいと思います。

生涯学習課長 まず、1点目の枠の設定というのは、明確にこちらから「いくつかお願いします」という話はしていないところなのですが、過去の経緯から、おおむねこのくらいずつということで、それぞれご判断いただいているというのが現状です。

 中学校PTAからの推薦が少ないことについては、現在、特に分析をしておりませんので、今日はお答えできないのですが、その辺を確認しておきたいと思います。

生涯学習部長 私どもの方から、学校種ごとに枠は設定しておりません。やはり、横浜市であるならば、小・中学校だけで、今、5、600校ぐらいあります。数が一定程度ある中で、あまり同じ学校に繰り返し推薦が挙がってくることはありませんので、そういった中で、近年、たまたま令和5、6年度の中学校区については、数が減っているといったところで、その理由については特に分析はできておりません。

笠原委員 多分、教育事務所とか市町村で、県からくる依頼を調整しながらやっているのだろうということは想像がつくのですが、なかなかPTA活動と、それからコミュニティスクールとの関係で、結局人選が重複してしまったりとか、活動をどういうふうに分けたらよいかというところが課題になっているということも聞こえてきます。本来PTA活動というのは、どういう活動として存続していくと、子どもたちと教職員と保護者というつながり、それから、コミュニティスクールのように地域を越え、さらに地域の中の様々なステークホルダーを集めていくという機能的な違いの中で、PTA活動の今後については、何かもう少し、皆さんと話し合いをして、単純に数が毎年9件とか3件とか、同じように挙がってくるから、それでよしとするということではなくて、ご検討いただければと思います。

下城委員 佐藤委員。

佐藤委員 　少し違う視点からなのですけれども、新型コロナ禍も経ながら、あるいは一部中央団体との関係も取り沙汰されながら、PTAの皆さんが、子どもと学校と地域のために、こんな活発な活動してくださることに、本当に敬意を表しております。一方で、こういう推薦をすることが、教員の働き方改革を進めなければならない中で、現場の負担になっていないかということをお伺いしたかったのですけれども、今までのお話を伺っていると、各市町村教育委員会や教育事務所が事務的なことを担っていて、現場にはそんなに負担はないという理解でよろしいのでしょうか。

生涯学習課長 　そうです。もちろん、実際に推薦していくときには、現場の学校の状況は確認していかなくてはいけないので、そういった負担はどうしても出てくると思いますけれども、表彰の事務という意味では、それ以上に学校に大きな負担がかかっているということはないかと感じてはおります。

生涯学習部長 　記載例を明示して、それから間に教育事務所が入っていたり、あるいは直接、市町村教育委員会から挙がってきても、私ども県教育委員会の担当から書き方をアドバイスしながら、できるだけ現場の負担がないように推薦しやすい形をとっておりますので、引き続きそういった負担が原因で推薦が挙がってこないということがないように心がけたいと思います。

佐藤委員 　よろしくをお願いします。

下城委員 　常陸委員。

常陸委員 　保護者の両方が仕事を持つような世帯も増えていて、その中で「PTAの活動が非常に負担が大きい」という声も年々大きくなっているところがあると感じています。今回の表彰の中で、もちろん活発にご活動いただいている皆さんの表彰はとても意味があることだと思うのですが、その一方で、先ほどご紹介いただいたように、支援アプリを通じて負担を軽減することが非常に好評を得ているといった事例が挙げられているのですが、こういったPTAの取組では、どういうふうに具体的にそれを導入して進めたのかといったような、進め方の情報共有がPTA間でできるような場は設けられているのでしょうか。

生涯学習部長 　生涯学習課に、高等学校、小・中学校のPTAの担当をおいて、そういった活動を普段から事例を共有していることがあります。それを県教育委員会として「PTA活動のためのハンドブック」を発行していて、初めてPTA活動に携わるような方でも仕事がしやすいように、それから、昨今の事例を見ていると、これまでは強制加入であったものが任意加入に大分動いてきていて、そうした中で、手挙げ方式で何かの委員長を決めるのではなくて、何か行事をやるときに手伝ってくれる人を、そういったアプリを活用しながら募集することで、より協力的に負担を感じないで、できるときに協力していただける体制を紹介したりもしています。こうしたことで、これまでと

は違うPTA活動という形が、新型コロナ禍もあり進んできているのではないかなと感じます。

常陸委員 なかなか毎年メンバーが変わる中で、その後、一度変えてもまた元に戻ってしまうような動きも聞いたりしているのですが、そこをやはりこちらの方で主導というか、情報提供をすることによって、なるべく負担を減らして、皆さんが参加できるような仕組みを作っていただきたいです。

下城委員 私からもよろしいですか。
今、皆さんから意見が出たとおりだと思うのですが、最初の事例、デジタル化をして、伝え聞いているところによると、有料アプリということなので、これはできたら県の方で予算を持つことができないのかなと思うのですが、とにかくこういうものがあり、すごくスムーズに新しい形でやることができるということの広報です。今、各委員がおっしゃったみたいに、加入が任意になったということもあって、だんだん組織率が低下しているというニュースばかり耳に入ってくる。そうすると「うちも行かなくてもよいか」「参加しなくてもよいか」となってしまうことを防ぐためには、やはり2番目の例でしたけれども、舞岡高校の地域がうまくいっているというような、他所はやっているのだという、ではどうやるか、とはいえ大変だと、こういうアプリがあるのだということを皆さんに広く周知しないと、やはりなかなか上がっていかないだろうという。だんだん減ってきているのは、私が教育実習へ学生を送ると、先生たちは今まで以上に保護者が学校に来られて、対応しなくてはいけないということに、ずっと追われているのを見てきているのです。それは、増々そうになっている。だから、保護者の方が学校に関心がないわけではないので、だけど、PTAにはつながらない。そこをうまくつなげていけば、サポーターも増やすことができるだろうと思いますので、やはり、こんなふうに取り組んでいることを分かっていたくような、もっと積極的な今の時代らしいアピールをしていかないと。これは、推薦しているということ自体が奨励しているわけですがけれども、それだけではやはり足りないというのが、この漸減の数字に出てきているのだらうと思います。なので、一層の工夫をして、最初も言いましたけど、アプリが非常に有効、これはお金の会計も見える化できて安心だということまで含まれているみたいですから、そういうことも時々ありますので、そういうことも含めて、できたらこういうことを一般的に進めていると言えるような予算の裏付けとかも含めて、一步踏み出して考えていただければと思います。感想です。以上、よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

生涯学習部長 私から一つ。先ほどお答えしたもののの中で、学校はPTAの強制加入だというような話し方をしてしまいましたけれども、これまでは入会意思表示を取らないところが多いことで、強制加入と受け取られている。それが現在は、入会の意思をきちんと確認してくださいということで、教育委員会の方からも投げかけをしている。誤解があるといけないので、訂正させていただきます。

下城委員

他によろしいでしょうか。それでは、質問がなければ以上とさせていただきます。
協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1

「育鵬社の公民教科書に関する意見書」及び「中学校歴史・公民教科書採択についての要請書」について

説明者 長田子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 ファイル03をご覧ください。2024年6月、県教育委員会あてに意見書及び要請書併せて2件が提出されましたので、ご報告します。

2/64ページをご覧ください。まず、「育鵬社の公民教科書に関する意見書」についてです。提出者は、神奈川労働弁護団、社会文化法律センター神奈川支部、自由法曹団神奈川支部、青年法律家協会弁護士学者合同部会神奈川支部の4団体です。同団体からは、平成27年に同様の趣旨の意見書が提出されています。

3/64ページにお進みください。【意見の趣旨】ですが、育鵬社の公民教科書には、日本国憲法に関する記述等において、法律家として看過し得ない重大な問題があるため、採択権者に対し、それを採択しないように求めるものです。

以下、【意見の理由】として、「第2」から「第5」まで挙げられています。

まず、「第2 国民主権に関する理解の誤り」として、4点挙げられています。

次に、5/64ページにお進みください。「第3 基本的人権に関する理解の誤り」として、4点挙げられています。

6/64ページにお進みください。「第4 具体的な諸権利について特異あるいは著しく不十分な記述」として、3点挙げられています。

7/64ページにお進みください。「第5 平和主義に関する特異な見解の強調」として、4点挙げられています。

最後に、8/64ページにお進みください。「第6 結論」として、各地の教育委員会等がこのような教科書を採択することのないよう求めています。なお、本件に関して、団体からの回答要望はありません。

「育鵬社の公民教科書に関する意見書」についての説明は以上です。

続いて、10/64ページにお進みください。「中学校歴史・公民教科書採択についての要請書」についてです。提出者は自由法曹団団長岩田研二郎氏です。同団体からは、平成27年、令和2年に、それぞれ同様の趣旨の要請書が提出されています。この要請の趣旨ですが、同ページ最下段にありますように、育鵬社、自由社、令和書籍の歴史・公民教科書を採択しないよう要請するものです。主な理由についてですが、育鵬社の公民教科書では、「憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を正しく学習できないこと」等が挙げられています。また、育鵬社、自由社、令和書籍の各歴史教科書は、日本の歴史に対する捉え方が一面的であること等が挙げられて

います。

なお、11/64ページ以降の「弁護士からみた育鵬社の公民教科書の問題点2024～育鵬社の教科書もいかな、と考えている方へ～」については、要請者である自由法曹団が作成し、その本文中についている下線部についても、要請者が引いたものです。なお、本件に関しても団体からの回答要望はありません。

報告は以上です。

下城委員 それでは、何かご質問がありましたらお願いします。佐藤委員。

佐藤委員 今現在、神奈川県内の市町村で、指摘されている教科書を採択しているところはないということでしょうか。

子ども教育支援課長 今まさに、各市町村及び採択地区において、採択の検討を行っているところです。

佐藤委員 今現在、その一つ前の時点です。

子ども教育支援課 一つ前の時点ですか。

支援部長 現時点ではないと把握しております。

下城委員 他にいかがでしょう。よろしいですか。
それでは、他にご質問がなければ、閉会について教育長にお願いします。

教育長 以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしましたので、これにて教育委員会を閉会とさせていただきます。

令和6年7月12日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子